

大津市公営企業資金運用基金条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市公営企業資金運用基金条例

(設置)

第1条 本市の水道事業、下水道事業及びガス事業（以下「公営企業」という。）の保有する資金の効率的かつ効果的な運用を図り、公営企業の健全な運営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、大津市公営企業資金運用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、公営企業の予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、公営企業の運営に要する経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、公営企業の運営に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、公営企業管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市男女共同参画センター条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表中「230円」を「280円」に、「350円」を「430円」に改める。

第2条 大津市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表中「280円」を「290円」に、「430円」を「440円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市男女共同参画センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

の 使 用 分 者	使用時間 室名	午前	午後	夜間
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
市 民	多目的ホール	6,600円	6,600円	8,250円
	会議室	2,140円	2,140円	2,680円
	和室	1,480円	1,480円	1,850円
市 民 以 外 の 者	多目的ホール	9,900円	9,900円	12,370円
	会議室	3,210円	3,210円	4,020円
	和室	2,220円	2,220円	2,780円

第2条 大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「6,600円」を「7,300円」に、「8,250円」を「9,120円」に、「9,900円」を「10,950円」に、「12,370円」を「13,680円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市民体育館条例の一部を改正する条例

第1条 大津市民体育館条例（昭和54年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

別表第1号の表競技場の項から会議室の項までを次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで		1,850円	2,770円	2,770円	4,160円
	午後1時から 午後5時まで		2,470円	3,710円	3,710円	5,560円
	午後6時から 午後9時まで		1,850円	2,770円	2,770円	4,160円
	午前9時から 午後5時まで		4,010円	6,180円	6,010円	9,280円
	午後1時から 午後9時まで		4,630円	6,480円	6,950円	9,730円
	午前9時から 午後9時まで		6,180円	9,270円	9,280円	13,910円
トレーニング室	午前9時から 午後9時まで	4時間以内	610円		910円	
会議室	午前9時から 午後9時まで	4時間以内	610円		910円	

別表第2号及び第3号中「1,480円」を「1,850円」に、「2,220円」を「2,770円」に、「3,340円」を「4,160円」に、「1,980円」を「2,470円」に、「2,970円」を「3,710円」に、「4,450円」を「5,560円」に、「3,210円」を「4,010円」に、「4,950円」を

「6,180円」に、

4,820円	7,420円
--------	--------

を

6,010円	9,280円
--------	--------

に、「3,710円」を「4,630円」に、「5,190円」を「6,480円」に、

「5,560円」を「6,950円」に、「7,790円」を「9,730円」に、

「

7,420円	7,420円
--------	--------

を

9,270円	9,280円
--------	--------

に、

「11,130円」を「13,910円」に改め、別表第4号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで	820円	1,230円	1,230円	1,850円
	午後1時から 午後5時まで	1,100円	1,650円	1,650円	2,470円
	午後6時から 午後9時まで	820円	1,230円	1,230円	1,850円
	午前9時から 午後5時まで	1,780円	2,750円	2,680円	4,120円
	午後1時から 午後9時まで	2,060円	2,880円	3,090円	4,330円
	午前9時から 午後9時まで	2,750円	4,120円	4,120円	6,180円

別表備考に次の1項を加える。

3 競技場を2分の1に分割して使用する場合は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条 大津市民体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1号の表競技場の項から会議室の項までを次のように改める。

競技場	午前9時から 正午まで		2,210円	3,320円	3,320円	4,990円
	午後1時から 午後5時まで		2,970円	4,450円	4,450円	6,680円
	午後6時から 午後9時まで		2,210円	3,320円	3,320円	4,990円
	午前9時から 午後5時まで		4,810円	7,420円	7,220円	11,130円
	午後1時から 午後9時まで		5,560円	7,780円	8,340円	11,670円
	午前9時から 午後9時まで		7,420円	11,120円	11,130円	16,690円
トレーニング室	午前9時から 午後9時まで	4時間以内	730円		1,100円	

会議室	午前 9 時から 午後 9 時まで	4 時間以内	610 円	920 円
-----	----------------------	--------	-------	-------

別表第 2 号及び第 3 号中「1, 850 円」を「2, 210 円」に、「2, 770 円」を「3, 320 円」に、「4, 160 円」を「4, 990 円」に、「2, 470 円」を「2, 970 円」に、「3, 710 円」を「4, 450 円」に、「5, 560 円」を「6, 680 円」に、「4, 010 円」を「4, 810 円」に、「6, 180 円」を「7, 420 円」に、「6, 010 円」を「7, 220 円」に、「9, 280 円」を「11, 130 円」に、「4, 630 円」を「5, 560 円」に、「6, 480 円」を「7, 780 円」に、「6, 950 円」を「8, 340 円」に、「9, 730 円」を「11, 670 円」に、「9, 270 円」を「11, 120 円」に、「13, 910 円」を「16, 690 円」に改め、別表第 4 号の表競技場の項を次のように改める。

競技場	午前 9 時から 正 午 ま で	990 円	1,480 円	1,480 円	2,220 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,320 円	1,980 円	1,980 円	2,970 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで	990 円	1,480 円	1,480 円	2,220 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	2,140 円	3,300 円	3,210 円	4,950 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで	2,470 円	3,460 円	3,710 円	5,190 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	3,300 円	4,950 円	4,950 円	7,420 円

附 則

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定は、令和 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 第 2 条の規定による改正後の大津市民体育館条例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

第1条 大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,280円」を「1,600円」に、「5,120円」を「6,400円」に、「770円」を「960円」に、「3,110円」を「3,850円」に、「420円」を「520円」に、「1,700円」を「2,090円」に改める。

別表第3中「720円」を「890円」に、「1,450円」を「1,790円」に、「1,090円」を「1,360円」に、「2,180円」を「2,720円」に改める。

第2条 大津市市民運動広場条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,600円」を「1,910円」に、「6,400円」を「7,670円」に、「960円」を「1,140円」に、「3,850円」を「4,590円」に、「520円」を「630円」に、「2,090円」を「2,520円」に改める。

別表第3中「890円」を「1,080円」に、「1,790円」を「2,160円」に、「1,360円」を「1,630円」に、「2,720円」を「3,260円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の大津市市民運動広場条例別表第2及び別表第3の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例

大津市立少年自然の家条例（昭和62年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「500円」を「550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年 9 月 1 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市生涯学習センター条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市 民			市民以外の者		
	午前 9 時 から午後 0 時 5 0 分まで	午後 1 時 から午後 4 時 5 0 分まで	午後 5 時 から午後 8 時 5 0 分まで	午前 9 時 から午後 0 時 5 0 分まで	午後 1 時 から午後 4 時 5 0 分まで	午後 5 時 から午後 8 時 5 0 分まで
ホール	16,920円	16,920円	16,920円	25,380円	25,380円	25,380円
和室(1)	1,400円	1,400円	1,400円	2,100円	2,100円	2,100円
和室(2)	760円	760円	760円	1,140円	1,140円	1,140円
調理実習室	1,760円	1,760円	1,760円	2,640円	2,640円	2,640円
ギャラリー	1,830円	1,830円	1,830円	2,750円	2,750円	2,750円
2 0 1 学習室	1,710円	1,710円	1,710円	2,560円	2,560円	2,560円
レクリエーシ ョン室	3,670円	3,670円	3,670円	5,510円	5,510円	5,510円

3 0 1 学習室	990円	990円	990円	1,500円	1,500円	1,500円
3 0 2 学習室	990円	990円	990円	1,500円	1,500円	1,500円
3 0 3 学習室	1,670円	1,670円	1,670円	2,510円	2,510円	2,510円
美術工芸室	3,250円	3,250円	3,250円	4,870円	4,870円	4,870円
音楽室(1)	2,200円	2,200円	2,200円	3,300円	3,300円	3,300円
音楽室(2)	750円	750円	750円	1,120円	1,120円	1,120円
工作室	3,530円	3,530円	3,530円	5,300円	5,300円	5,300円
視聴覚室	3,560円	3,560円	3,560円	5,340円	5,340円	5,340円
4 0 1 学習室	1,420円	1,420円	1,420円	2,130円	2,130円	2,130円

別表第2第2項の表備考に次の1項を加える。

- 5 別表第2第1項の表備考第5項第1号から第5号までのいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

第2条 大津市生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から午後0時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後8時50分まで	午前9時から午後0時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後8時50分まで
ホール	20,310円	20,310円	20,310円	30,460円	30,460円	30,460円
和室(1)	1,430円	1,430円	1,430円	2,150円	2,150円	2,150円
和室(2)	830円	830円	830円	1,240円	1,240円	1,240円
調理実習室	1,900円	1,900円	1,900円	2,850円	2,850円	2,850円

ギャラリー	1,830円	1,830円	1,830円	2,750円	2,750円	2,750円
201 学習室	1,710円	1,710円	1,710円	2,560円	2,560円	2,560円
レクリエーション室	3,670円	3,670円	3,670円	5,510円	5,510円	5,510円
301 学習室	1,150円	1,150円	1,150円	1,730円	1,730円	1,730円
302 学習室	1,150円	1,150円	1,150円	1,730円	1,730円	1,730円
303 学習室	1,740円	1,740円	1,740円	2,620円	2,620円	2,620円
美術工芸室	3,390円	3,390円	3,390円	5,080円	5,080円	5,080円
音楽室(1)	2,420円	2,420円	2,420円	3,630円	3,630円	3,630円
音楽室(2)	800円	800円	800円	1,200円	1,200円	1,200円
工作室	3,810円	3,810円	3,810円	5,720円	5,720円	5,720円
視聴覚室	3,560円	3,560円	3,560円	5,340円	5,340円	5,340円
401 学習室	1,420円	1,420円	1,420円	2,130円	2,130円	2,130円

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市生涯学習センター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の大津市生涯学習センター条例別表第1の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市北部地域文化センター条例(平成5年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「13,540円」を「16,920円」に、「1,190円」を「1,480円」に、「20,310円」を「25,380円」に、「1,790円」を「2,230円」に改める。

第2条 大津市北部地域文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「16,920円」を「20,310円」に、「1,480円」を「1,600円」に、「25,380円」を「30,460円」に、「2,230円」を「2,410円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市北部地域文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市北部地域文化センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例

第1条 大津市和邇文化センター条例(平成17年条例第99号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「13,540円」を「16,920円」に、「1,050円」を「1,310円」に、「1,320円」を「1,650円」に、「20,310円」を「25,380円」に、「1,570円」を「1,970円」に、「1,980円」を「2,470円」に改める。

第2条 大津市和邇文化センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「16,920円」を「20,310円」に、「1,310円」を「1,410円」に、「1,650円」を「1,780円」に、「25,380円」を「30,460円」に、「1,970円」を「2,120円」に、「2,470円」を「2,670円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市和邇文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、同日前の使用の許可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市和邇文化センター条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係るホール等の使用料について適用し、同日前の使用の許

可に係るホール等の使用料については、なお従前の例による。

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

第1条 大津市役所支所設置条例（昭和24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表小野支所の項中「大津市湖青一丁目1番地2」を「大津市湖青一丁目1番地5」に改める。

第2条 大津市役所支所設置条例の一部を次のように改正する。

別表小野支所の項中「大津市湖青一丁目1番地5」を「大津市湖青一丁目1番地2」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 117 号

大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年 9 月 1 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 4 項中「の各号」を削る。

第 11 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和 8 年 9 月 1 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 78 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1 中 5 の項を削り、5 の 2 の項を 5 の項とする。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護法」の次に「(昭和 25 年法律第 144 号)」を加え、「(以下「外
国人生活保護関係情報」という。)」を削り、同表 6 の項及び 7 の項中「、外国人生活保護関係情
報」を削り、同表 8 の項を次のように改める。

8 市長	生活保護法による保護の 実施又は就労自立給付金 若しくは進学・就職準備給 付金の支給に準じて実施 する生活に困窮する外国 人に対する保護の実施又 は就労自立給付金若しく は進学・就職準備給付金の 支給に関する事務であつ て規則で定めるもの	身体障害者関係情報、地方税関係情報又は市営住 宅家賃関係情報であつて規則で定めるもの
---------	--	---

別表第 2 の 8 の 2 の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和 36 年法律第

238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。))」に改め、同表8の3の項を削り、同表9の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。))」に改め、同表11の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「(昭和39年法律第129号)」を加え、同表15の項中「障害者自立支援給付関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。))」に改め、同表17の項中「医療保険給付関係情報」を「健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。))」に、「児童手当関係情報」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市景観法施行条例の一部を改正する条例

大津市景観法施行条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第10条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第7条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「21戸」を「20戸」に改める。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

議案第123号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「325, 400人」を「333, 400人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市奨学資金給与条例の一部を改正する条例

大津市奨学資金給与条例（昭和40年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高等学校」の次に「又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）」を加える。

第3条中「1人月額10,000円」を「奨学資金の給与を受ける者（以下「奨学生」という。）1人につき120,000円（高等学校の通信制の課程に入学する場合にあっては、42,000円）」に改める。

第4条を次のように改める。

（支給時期）

第4条 奨学資金は、高等学校等に入学した年の4月に支給する。

第5条及び第6条を削る。

第7条の見出し中「受ける」を「受けようとする」に改め、同条中「大津市民の子弟であり、次の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同条第3号中「高等学校」を「高等学校等」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「であり、健康」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加え、同条を第5条とする。

(1) 本人及びその保護者が本市に住所を有する者であること。

第8条第1項中「12月20日」を「教育委員会が定める日」に改め、同条第2項中「申し出を」を「申出を」に改め、「中学校長」の次に「(以下単に「中学校長」という。)」を加え、「推せん」を「推薦」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項中「高等学校入学選抜要項による」を「高等学校等の入学者の選抜に係る」に

改め、同条第2項中「在籍中学校長」を「中学校長」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条中「高等学校」を「高等学校等」に改め、「ときに」の次に「、その者を」を加え、「し、出身中学校長を経て本人に通知」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、その者が当該決定までに第5条第1号から第3号までのいずれかに該当しなくなったときは、内定を取り消すものとする。

第10条に次の1項を加え、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

- 2 前項の規定による奨学生の決定又は内定の取消しは、中学校長を経て本人に通知する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大津市奨学資金給与条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく奨学生の内定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、令和9年度以後に高等学校又は高等専門学校に入学する者について適用し、令和8年度以前に高等学校に入学した者については、なお従前の例による。

議案第125号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 小野市民センター長寿命化改良等工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市湖青一丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 防水改修工事 一式
外壁改修工事 一式
建具改修工事 一式
内装改修工事 一式
外構工事 一式
その他改修工事等 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 149,600,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市打出浜13番15号
株式会社笹川組 |

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 道路改良工事（市道南4406号線） |
| 2 工 事 場 所 | 大津市大石小田原町 |
| 3 工 事 概 要 | 道路土工 一式
法面工 一式
軽量盛土工 一式
排水構造物工 一式
舗装工 一式
防護柵工 一式
区画線工 一式
道路附属施設工 一式
仮設工 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 441,463,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市滋賀里一丁目2番20号
株式会社大伴組 |

議案第127号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 委託業務の名称 | 大津市科学館プラネタリウム更新工事 |
| 2 | 委託業務の場所 | 大津市本丸町 |
| 3 | 委託業務の概要 | プラネタリウム装置等の更新
ドームスクリーン工事 一式
投影機器設置工事 光学式投影機 1基
全天周デジタル式投影機 1基
統合コンソール 1台
電気設備工事 一式
内装工事 一式
その他詳細設計等 一式 |
| 4 | 契約方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約金額 | 309,181,400円 |
| 6 | 契約の相手方 | 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
株式会社五藤光学研究所 |

議案第128号

物品の購入について

次のとおり物品を購入することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

大津市長 佐藤 健 司

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 購入する物品 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 購入する価格 | 28,908,000円 |
| 3 購入する相手方 | 大津市本宮二丁目9番12号
株式会社滋賀トヨタ |